

鹿島市公共工事前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）の前金払及び中間前金払に関し、鹿島市財務規則（昭和39年規則第10号）及び鹿島市建設工事請負契約約款（平成9年告示第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び範囲)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証する公共工事であり、次に掲げるものとする。

- (1) 請負代金額が1件300万円以上の土木建築工事
- (2) 請負代金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造
- (3) 請負代金額が1件300万円以上の測量業務（土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影であって、「公共工事の前払金保証事業に関する法律施行令（昭和27年政令第286号）」で定めるもの以外のもの）

2 前金払の対象となる経費の範囲は、当該公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、前条第1項第1号に規定するものにあつては請負代金額の10分の4以内とし、同項第2号及び3号に規定するものにあつては請負代金額の10分の3以内とする。

2 継続費及び債務負担行為に係る前金払は、当該年度の支払限度額に前項の規定を適用して、その額を決定するものとする。

(前払金の請求及び支払)

第4条 請負者は、前金払について請求する場合は、請求書(前払金)(様式第1号)に保証事業会社の保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による前払金の請求があった場合は、当該請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。

(中間前金払)

第5条 第2条第1項第1号に掲げる土木建築工事で次の各号のいずれにも該当するものについては、既に実施している前金払に追加して中間前金払をすることができる。

(1) 既に前払金を受けていること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 第2条第2項の規定は、中間前金払の対象とする経費の範囲について準用する。

3 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払と部分払との併用)

第6条 中間前金払は部分払と併用できないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 債務負担契約について、年割額の範囲内で年度末に部分払をする場合

(2) 債務負担契約について、出来高超過額を翌会計年度に支払う場合

(3) 繰越工事に係る契約について、年度末に部分払をする場合

(継続費及び債務負担行為に係る特例)

第7条 継続費及び債務負担行為に係る契約で、中間前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度の年割額を対象として中間前金払をすることができる。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による中間前金払について準用する。この場合において、第5条第1項第2号及び第3号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第4号中「請負代金額」とある

のは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(中間前金払の認定方法)

第8条 請負者は、中間前金払を受けようとする場合は、認定請求書(様式第2号)及び工事履行報告書(様式第3号)(以下これらを「認定請求書等」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定請求書等の提出があったときは、当該土木建築工事の監督員(以下「監督員」という。)に、第5条第1項に規定する要件のすべてに該当するものであるか否かを調査させるものとする。この場合において、監督員は、認定請求書等に疑義があるときは、資料その他必要な書類の提示を求めることができる。

3 監督員は、認定請求書等に記載された当該土木建築工事の進捗の確認に当たり、工事現場に搬入された検査済の工事材料(製造工場等にある検査済の工事製品を含む)があるときは、その額を当該土木建築工事の進捗額に加算することができるものとする。

4 進捗額の算定に当たり、工事等打合簿による新規工種等の追加の指示が行われている工事で、請負代金額が増額となる変更契約が行われていないものについては、当該新規工種等に係る経費は認定の対象に含めないものとする。

5 進捗額の算定に当たり、工事等打合簿による工種等の変更の指示が行われている工事で、請負代金額が減額となる変更契約が行われていないものに係る請負代金額は、認定請求書等の提出時点での請負代金額とする。

6 市長は、第2項の規定により監督員に調査を行わせた結果、適当と認めるときは、認定請求書等を受理した日から7日以内に中間前金払認定通知書(様式第4号)により請負者へ通知するものとする。ただし、請負者が提出する認定請求書等、資料その他必要と認める書類の内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき、又は特別な事情があるときは、この限りでない。

(中間前払金の請求及び支払)

第9条 請負者は、前条の規定による認定を受けたときは、請求書(中間前払金)(様式第5号)に工期末(最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末)を保証期限とする保証事業会社の保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中間前払金の請求があった場合は、当該請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。